

第15回月刊JPCOAR「オープンアクセス新任担当者相談会」実務紹介(3)

オープンアクセスと著作権

2022年 JPCOAR イベント運営作業部会

1. 著作権とは

- ①著作権法の目的・著作物の定義
- ②著作権に関する主なテキスト等の紹介

2. オープンアクセスに関する著作権

- ①「著作者人格権」と「著作権（財産権）」
- ②著作権譲渡契約と著者の権利
- ③著者の権利とグリーンOA

3. 機関リポジトリと著作権

- ①リポジトリ登録時に必要な著作権処理の概要
- ②リポジトリ登録のための書類作成
- ③学会・出版社ポリシー確認ツール
- ④学会・出版社への問い合わせ
- ⑤共著者の許諾について

4. ライセンシング

- ①ライセンスとは
- ②CCライセンス

5. 著作権の動向に関する情報源の紹介

1. 著作権とは

- ①著作権法の目的・著作物の定義
- ②著作権に関する主なテキスト等の紹介

1. 著作権とは ①著作権法の目的・著作物の定義

著作権法

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、**これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与すること**を目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 著作物 **思想又は感情を創作的に表現したもの**であつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

著作権法の目的

- 著作権法の目的は「規制すること」ではなく、「文化の発展に寄与すること」
- 著作者の権利と著作物の利用とのバランスを保つための法律である

著作物としての研究成果物

- 論文などの研究成果物は、「**著作物**」である
- 研究データなど、「著作物」の定義に当てはまらない研究成果物もあるが、作成者を尊重するために「著作物」に準じて取り扱うことが求められる

※特許等、著作権以外の知的財産権が関係することもある

1. 著作権とは ②著作権に関する主なテキスト等の紹介

- 文化庁（著作権政策）＊「著作権テキスト」等の教材や著作権講習会の案内もあります
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>
- 著作権情報センターCRIC <https://www.cric.or.jp/>
- 『大学図書館における著作権問題Q＆A（第9.1版）』 国公立大学図書館協力委員会
<https://julib.jp/wp-content/uploads/2022/08/copyrightQA.pdf>
- 黒澤 節男『機関リポジトリと著作権 Q&A』 広島大学図書館 ＊平成30年著作権法改正前の内容であることにご注意ください。
<http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00023065>
- 福井 健策『著作権の必須知識を今日90分で身につける！』 慶應義塾大学教養研究センター ＊平成30年著作権法改正前の内容であることにご注意ください。
<https://www.youtube.com/watch?v=0hQBcPTRUog>

（上記リンクはいずれも参照：2022-11-02）

2. オープンアクセスに関する著作権

- ①「著作者人格権」と「著作権（財産権）」
- ②著作権譲渡契約と著者の権利
- ③著者の権利とグリーンOA

2. オープンアクセスに関する著作権 ①「著作者人格権」と「著作権(財産権)」

- 著作権の保護期間 = 『著作物』を創作した時点で著作権が発生し、著作者の生存中及びその死後70年間、保護される

平成30年（2018年）の法改正以前は50年

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_chosakuken/1411890.html（参照：2022-11-02）

- 著作者の権利 = 著作者人格権 + 著作権（財産権）
- 著作物の利用 = 著作権を持っている者（以下、**著作権者**）による許諾が必要

著作者人格権	著作権（財産権）
譲渡不可	譲渡可
- 公表権 - 氏名表示権 - 同一性保持権 ※財産権を譲渡・放棄した場合も著作者人格権は著作者にあり、保護期間終了後も侵害してはならない	（リポジトリ登録に際して許諾が必要な権利） - 複製権 → リポジトリへの登録 - 公衆送信権 → インターネット公開 ※譲渡ができるので、<u>著作者 = 著作権者</u>とは限らない。

学術雑誌に掲載された論文は、契約により学会・出版社に著作権が譲渡されることが多い
（契約が著作権法を**オーバーライド**（**override**）する）

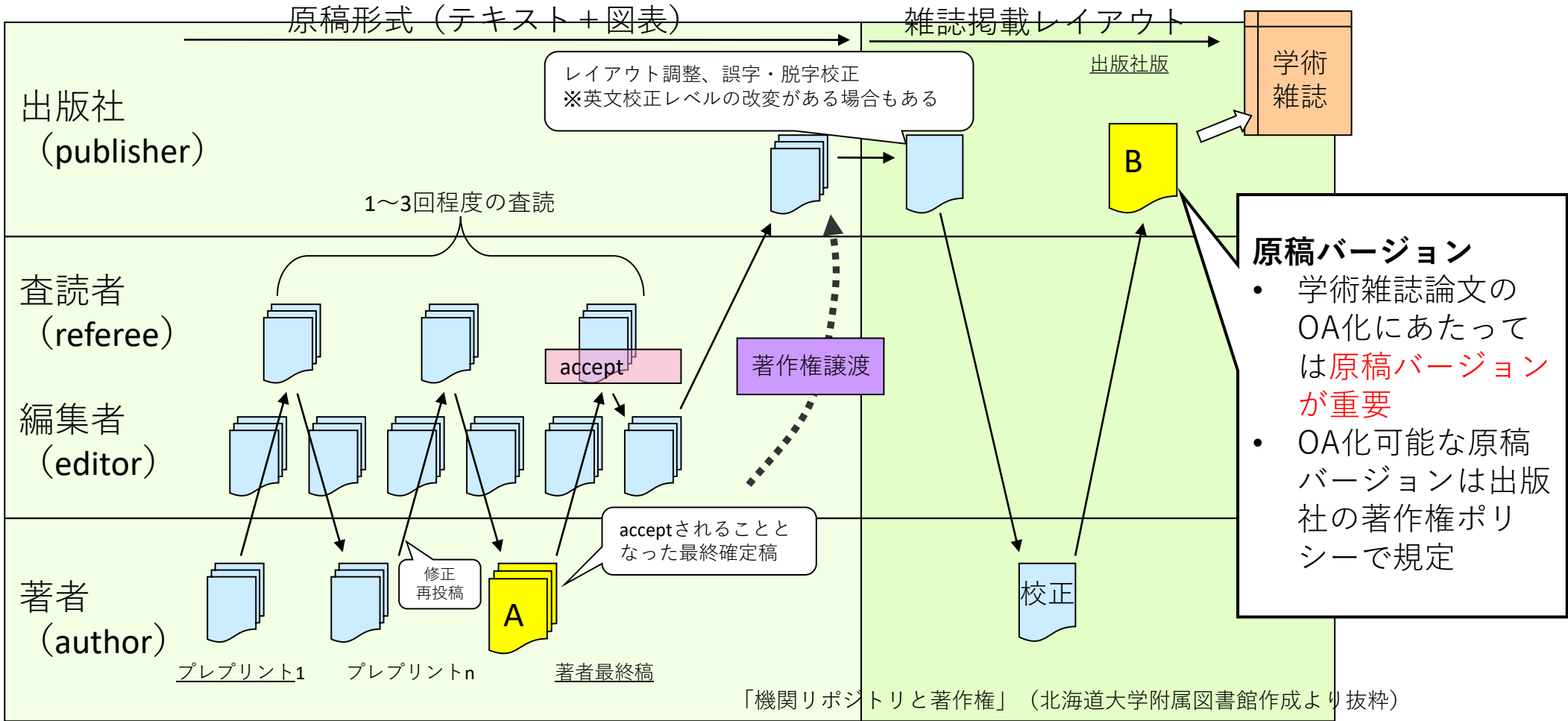
2. オープンアクセスに関する著作権 ②著作権譲渡契約と著者の権利

学術雑誌論文の投稿～出版プロセスと著作権譲渡契約

(神話) 著作権法に則る

(真実) 著作権譲渡契約に則る

杉田 茂樹, 第11回月刊JPCOAR「オープンアクセス新任担当者向け相談会」実務事例紹介(1), 2022



2. オープンアクセスに関する著作権 ③著者の権利とグリーンOA

- 著作権が譲渡されるのは、査読が終了し、論文が受理（accept）された時点
 - 学会や出版社に引き渡す前のバージョン（著者最終稿）の著作権は著者にあるのではないか、という論争
 - 論争に結論が出たわけではないが、各出版社が譲歩して、著者が自身の著作物を利用できる範囲を定めるようになった。＝著作権ポリシーの公表
 - 現在では多くの学会や出版社が、著作権ポリシーの条件にしたがって著者が自分の著作物を『機関リポジトリ』から公開することを認めている。＝グリーンOA
- ⇒ 著作権法より、学会・出版社など（著作権保持者）との契約や、学会・出版社が表明しているポリシー、著作権保持者が定めた再利用に関する意思表示（ライセンシング）が優先される
- ＝ 契約による著作権法のオーバーライド（override）

3. 機関リポジトリと著作権

- ①リポジトリ登録時に必要な著作権処理の概要
- ②リポジトリ登録同意書の作成
- ③学会・出版社ポリシー確認ツール
- ④学会・出版社への問い合わせ
- ⑤共著者の許諾について

3. 機関リポジトリと著作権 ①リポジトリ登録時に必要な著作権処理の概要

A) 著作者が著作権を持っているもの

- ・ 著作者が機関リポジトリでの公開を申請する

* 共著者がいる場合は、公表を申請する者が他の著作者の同意を取ることが原則

B) 著作権を譲渡した学会・出版社から許諾が得られるもの

- ・ 学会・出版社からポリシーが公表されている場合はその条件に従う
(条件の例) 登録可能な版 (出版社版 / 査読後著者版 / 査読前著者版)、エンバーゴ
- ・ ポリシーが非公表の場合は個別に許諾を取る

C) 機関リポジトリからの公表を義務とする規定があるもの

- ・ 学位規則でインターネット公表が定められた博士論文
 - ・ 投稿規定で機関リポジトリからの公表を定めた紀要論文
 - ・ 各機関が定めるOAポリシーで公表を義務としているもの
- } 著作者の申し出により著作権を持つものの許諾を取る

* 著作者が著作権保持者でない場合や著作者以外にも著作権保持者がいる場合は、全ての著作権保持者の同意が必要

D) 著作権者が分からないもの

※著作権保持者が判明した際に補償金の支払いが必要

※文化庁の裁定制度を利用する場合は、事前に補償金を支払う (国や地方公共団体等以外の機関の場合)

3. 機関リポジトリと著作権 ②リポジトリ登録申請書

- 「機関リポジトリを使ったインターネット公表」 申請書

<サンプル>

一般的な宛名のパターン

- ・登録申請者用の書式：
リポジトリ管理者宛て
- ・共著者その他用の書式：
登録申請者宛て

〇〇御中

私は以下の著作物につきまして、〇〇リポジトリを使って無償でインターネット公表することを申請します。

《対象コンテンツの情報（論題、掲載誌名、出版年等）》

〇年〇月〇日 本人署名

- ・機関リポジトリからの公開に限定することで、著作物をリポジトリの運用方針に基づいて取り扱うことを約束する
- ・著作権（財産権）を譲渡してもらう必要はない
- ・本人の意思であることが確認できれば、押印やサインがなくとも構わない。
（メール等で確認してもよい。記録に残る形が望ましい）

3. 機関リポジトリと著作権 ③学会・出版社ポリシー確認ツール

【学会・出版社ポリシーの確認業務フロー】

①公開許諾ポリシー確認ツールで概要を確認

- 海外出版社

SHERPA/RoMEO

<https://v2.sherpa.ac.uk/romeo> （参照：2022-11-02）

- 国内学協会

SCPJ（学協会著作権ポリシーデータベース）

<https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/page/133> （参照：2022-11-02）

②学会・出版社サイトでの最終確認

- Guide for author、Submissionといったページに詳細条件の記載がある
- 公開許諾ポリシー確認ツール未更新の場合もあるため、学会・出版社サイトは必ず確認する
- ウェブサイトで確認できない場合は、直接問い合わせる

3. 機関リポジトリと著作権 ③学会・出版社ポリシー確認ツール

SHERPA/RoMEO（海外出版社）

<https://v2.sherpa.ac.uk/romeo>（参照：2022-11-02）

Jisc

Digital Resources > Open Access

Sherpa Romeo

About

Search

TJ List

Statistics

Help

Support Us

Contact

Admin

Welcome to Sherpa Romeo

Sherpa Romeo is an online resource that aggregates and analyses publisher open access policies from around the world and provides summaries of publisher copyright and open access archiving policies on a journal-by-journal basis.

Enter a journal title or issn, or a publisher name below:

Journal Title or ISSN

Search

Publisher Name

Search

Browse by Country

Browse by Publisher

SCPJ（国内学協会）

<https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/page/133>（参照：2022-11-02）

学協会著作権ポリシーデータベース
Society Copyright Policies in Japan
SCPJ

学協会の著作権ポリシーを調べる

日本国内の学協会の機関リポジトリに対する論文掲載許諾状況についてGoogleスプレッドシートで一覧を提供します。下記URLにアクセスしてください。

<http://id.nii.ac.jp/1458/00000186/>

データ管理の都合から、2022年7月よりGoogleスプレッドシートのURLを変更しております。

学協会の著作権ポリシー一覧

- Green…査読前・査読後のど
- Blue…査読後の論文のみ認め
- Yellow…査読前の論文のみ認
- Gray…検討中・非公開・無回
- White…リポジトリへの保存

アイテム

事業計画・事業報告 / 作業部会 / コンテンツ流通促進作業部会

学協会著作権ポリシーデータベース

<https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/records/216>

☐ 名前 / ファイル

ライセンス

アクション

☐ 学協会著作権ポリシーデータベース (Google Spreadsheet)

Information

Item type

その他 / Others(1)

公開日

2020-03-23

タイトル

言語

ja

タイトル

学協会著作権ポリシーデータベース

15978

views

total

See details

Versions

3. 機関リポジトリと著作権 ④学会・出版社への問い合わせ

- 著者に代わって問い合わせしていることを伝える
→著者が直接問い合わせる方がうまくいくことも
- 業務委託している場合でも、差出人はリポジトリを管理している機関名で
- 連絡先が分からない場合は、公開を断念するしかない

< 文例①（国内） > ＊北海道大学附属図書館の例

日本河川数学会 御中

突然のメールで失礼いたします。北海道大学附属図書館の杉田と申します。
本学では所属の研究者による著作論文や学会発表資料等のアーカイブ化を進めております。

HUSCAP:北海道大学学術成果コレクション
<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp>

このほど、本学工学研究科の豊平梓先生から、貴会発行誌掲載の以下の研究論文をご寄贈頂きました。

豊平梓「矢作酒匂ダムの放流間隔の変遷」『河川数研究』第4巻6号（2003）

つきましては、この文献を私どもの「HUSCAP:北海道大学学術成果コレクション」に収録・公開させて頂きたく、ご許諾をお願いいたします。収録に際しては豊平梓先生ご本人の保有する原稿段階のファイルを使用する予定です。

恐れ入りますが、上記論文の本学HUSCAPへの収録のご許諾の有無につきましてこのメールへの返信にてご一報いただけるようお願い申し上げます。また、その他条件等ございましたら、併せてお知らせ頂ければと思います。

以上、宜しくお願いいたします。

3. 機関リポジトリと著作権 ④学会・出版社への問い合わせ

< 文例②（海外） > * SHERPAに2020年6月リニューアル前まで掲載されていた文例

Requests to publishers

Where there is no explicit permission given to mount full-text on a repository, it is often worthwhile writing or emailing directly to the publisher. This template can be used to form a letter to a publisher requesting permission to mount material on a repository on behalf of an academic author.

Dear [insert name of publisher's rights manager or similar],

I am contacting you on behalf of Professor/Dr [insert name of author] who is a contributing author to one of your journals.

Professor/Dr [insert name of author] is a member of staff here at the University of [name of institution] and would like to deposit the full text of the following article(s) from [insert journal name] in the University's institutional repository. Professor/Dr [insert name of author] has authorised me to do this on [his/her] behalf and to contact you to seek permission to do this.

Article:

[authors names] , [date], [title]

[journal name], [volume or number], [pages]

The institutional repository is a not-for-profit service for our academic authors, providing access to the full-text of their publications. Full bibliographic details are given for each article, including the journal of original publication, etc.

If possible, it is preferred to archive the finalised pdf version as it appears in print. The pdf version has an advantage over mounting the author's own version, in that it maintains consistency in appearance of the article wherever it is read. This also maintains a closer association of the article with the Journal, through the header-title and journal house-style.

I would be grateful if you could contact me to give your permission for including this article and to pass on any conditions that are associated. If it would be possible to use the published pdf version of the article for this purpose, then please confirm this.

Thank you for your attention with this and I look forward to hearing from you.

Some publishers insist on the author writing or emailing them directly to request permission to mount eprints in a repository. In such cases, it may be useful to provide the author with a template such as the one below to help them construct their request.

Dear [insert name of publisher's rights manager or similar],

I am writing to ask permission to mount a copy of an article of mine which was published in one of your journals in my institution's repository.

The article is:

[authors names] , [date], [title]

[journal name], [volume or number], [pages]

The institutional repository is a not-for-profit service for academic authors, providing access to the full-text of their publications. Full bibliographic details are given for each article, including the journal of original publication, etc.

If possible, I would like to use the finalised pdf version as it appears in print. The pdf version has an advantage over mounting my own version, in that it maintains consistency in appearance of the article wherever it is read. This also maintains a closer association of the article with the Journal, through the running headers and the journal house-style.

I would be grateful if you could contact me to give your permission for including this article and to pass on any conditions that are associated. If it would be possible to use the published pdf version of the article for this purpose, then please confirm this.

Thank you for your attention with this and I look forward to hearing from you.

3. 機関リポジトリと著作権 ⑤共著者の許諾について

Q. リポジトリで論文を公開する場合は、共著者すべての許諾が必要でしょうか？

A. 共有著作物の権利を行使するには、権利者全員が合意しないとできませんが、各共有者は、正当な理由がない限り同意を拒んではいけないことになっています。著作権を個々の著作者が持っていれば、その人たちの許諾が、出版社や学会に移っていれば、そちらの許諾が必要です。

黒澤 節男『機関リポジトリと著作権 Q&A』広島大学図書館,2013.3 より

<http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00023065> （参照：2022-11-02）＊平成30年著作権法改正前

※上記の質問以外にも、参考になる例が紹介されています。

★ 著作権法 第64条（共同著作物の著作者人格権の行使）， 第65条（共有著作権の行使）等 参照

★著者相互の了解・合意が取れているなら、登録の申請者が筆頭著者・責任著者でない場合でも、リポジトリを通じての登録・公開が可能です。

4. ライセンシング

- ① ライセンシングとは
- ② CCライセンス

4. ライセンシング ①ライセンシングとは

- コンテンツの再利用の範囲を明示したもの。
→ 再利用されやすくなる
- 国際的な表記ルール（例：CCライセンス）を使えば、著作権ルールが異なる国であっても、共通の方法で意思表示ができる。

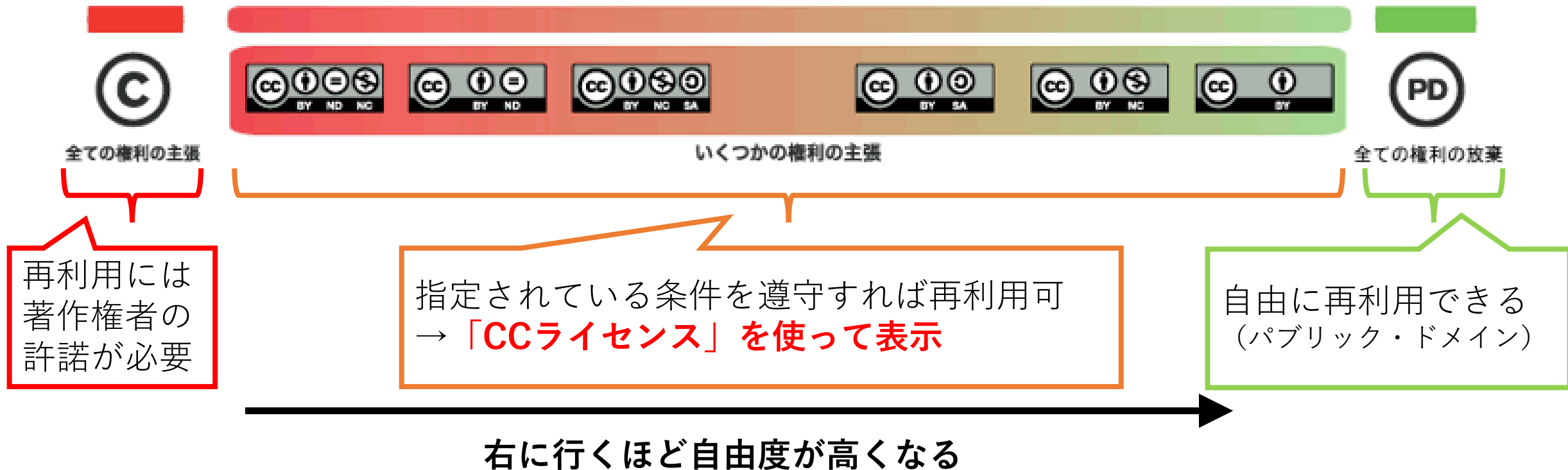
4. ライセンシング ②CCライセンス

【CCライセンスとは】

- ・ クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの略称

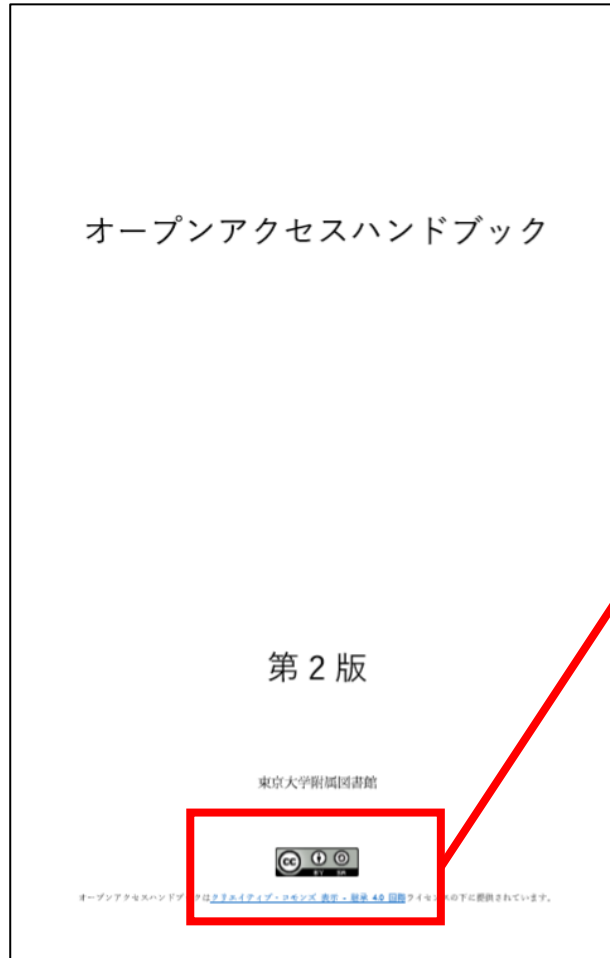
→ Creative Commons License Japanより

<https://creativecommons.jp/licenses/#licenses> (参照 2022-11-02)



4. ライセンシング ②CCライセンス

【CCライセンスの使用例】



CC BY-SA（表示 - 継承）

- BY：クレジット（著者名・タイトルなど）を表示すること
- SA：使用した場合は、同じCCライセンスで公開すること

尾城 孝一ほか「オープンアクセスハンドブック 第2版」
東京大学附属図書館, 2017

<http://hdl.handle.net/2261/72694> （参照：2022-11-02）

5. 著作権の動向に関する情報源の紹介

5. 著作権の動向に関する情報源の紹介

- Webサイト（著作権に関する講習会やセミナー情報も入手できる）
 - 文化庁（著作権政策） <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>
 - 著作権情報センターCRIC <https://www.cric.or.jp/>
 - カレントアウェアネス・ポータル <https://current.ndl.go.jp/>
* メーリングリストの登録やTwitterのフォローも可
 - STI Updates https://jipsti.jst.go.jp/sti_updates/
- メーリングリスト
 - LIBLICENSE <http://liblicense.crl.edu/>
OAに限らず、電子ジャーナル契約なども含む学術情報流通におけるライセンスに係る問題が広く議論されている
- 雑誌
 - 情報の科学と技術（ISSN:09133801）
* オンライン版（<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/jkg/-char/ja>）は、発行から6ヶ月後にOA化
 - コピライト（ISSN:09129782）

（上記リンクはいずれも参照：2022-11-02）

これで本講は終わります。